

▼INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
- 2 個人投資家向け合同 IR 説明会「JASDAQ Value IR Square」を開催します！
- 3 IR フォーラム 2012 大阪 ～環境・安心・豊かなくらし～のご案内
- 4 新着アナリストレポートのご案内
- 5 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5.を抜粋しております。

5 証券取引等監視委員会コラム

相場操縦について(その2)

前回以降、相場操縦について述べているところであり、前回は、相場操縦の罪の金商法上の条文を説明するとともに、委員会開設以来、告発の続いている「懲りない」犯罪である旨を述べさせていただいた。

前日も述べたが、当委員会の記念すべき告発第一号が、この相場操縦であり、平成5年5月に、日本ユニシス株を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買い付け等により、不動産会社社長及び金融業者役員を告発し、いずれも有罪の確定判決を得ているものであり、その後も、「仕手」筋と言うのか、プロと言うのか、いずれにしても、市場周辺に長く居ついた者の犯罪の摘発が続いたところである。

しかし、パソコンの一般化、そして、これを見た証券会社のネット取引体制の整備により、株取引は、株取引を「生業」とする者が多数を占めるものから、次第に、家庭で、しかも自分の部屋で、個人が単独で、「生業」とする者と互角に渡り合える性格の取引行為に変質していった。

こうしたネット取引の一般化により、一般人が、相場操縦という罪状に手を染める日が来るのではないかと危惧されていた中で発生したのが、早稲田大学投資サークルOBらによる、日立造船株式会社株及び三井鉱山株式会社株の相場操縦事件である。

すなわち、当委員会は、平成 21 年 9 月 29 日、早稲田大学投資サークル 0B らのデイトレーダー・グループによるネット取引の「見せ玉」等の手法を用いた相場操縦事件を東京地検に告発した。

犯則嫌疑者三名は、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、

(1) 日立造船株式会社の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 18 年 6 月 19 日、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券を買い付け、また、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買い付けの委託を行う一連の取引をし、同株券の株価を 156 円から 161 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 139 万 3,000 株を売付け

(2) 同日、上記(1)の売買の後、日立造船株式会社の株券について再度、同様の目的をもって、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買い付けの委託を行う一連の取引をし、同株券の株価を 161 円から 163 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 70 万 2,000 株を売付け

(3) 同日、三井鉱山株式会社の株券について、同様の目的をもって、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券を買い付け、また、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買い付けの委託を行う一連の取引をし、同株券の株価を 265 円から 277 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 33 万 6,000 株を売付け
もって、それぞれ、当該株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行ったものである。

本件は、告発当時、マスコミでも大きく報道されたが、大学卒業後も、就職せず、デイトレーダー・グループを形成して、それで生活資金を稼ぐのみならず、違法行為にまで手を染めて、巨額の利益を得ていたということで、デイトレーダーの社会的是非のような議論も巻き起こった。

デイトレードとは、その日に買った株券はその日のうちに売却し、その日に空売りした株券はその日のうちに買い戻し、毎日利益を確定させる投資であり、長期保有をする機関投資家や、以前の相場操縦で出てきた「仕手」筋のように連日大量の資金を投入する者と違い、まさに、その日の投資は翌日に持ち越さないで、手持ちの資金は小額でも始めることができる。

この事件の数年前頃から、こうしたデイトレードを生業とする中で、会社勤めをするよりも巨額の利益を得ている者がいることも知られるようになり、社会

的に「認知」され始めた。ちなみに、本件の三名も、大学在学時からデイトレードを行い、犯行時には、高級マンションに部屋を借りて、複数のパソコンを駆使するデイトレーダー・グループとなっていた。

本稿は、デイトレーダーの是非を論ずるものでもないし、そうした取引形態が、市場の流動性を増していることも事実であり、我が国市場の売買高を保つうえで、一定の役割を果たしていることも否定しないし、他方で、長期保有を目的としていないことから、ちょっとした材料で各社の株価の変動幅が大きくなるなど、いわゆるボラティリティーの面では、留意すべき存在であるとしても、市場の公正、市場監視の立場から、これが一概に否定されるべきものでもない。

しかし、本件は、デイトレーダー特有の相場操縦事件として、同じくデイトレードを生業とする者に対する警鐘となった訳であるが、そのデイトレード特有の事案の特徴とは何かについては、次回述べることにしたい。

ちなみに、三名は、

- ・懲役 2 年 2 月(執行猶予 4 年)・罰金 250 万円, 追徴金 2 億 2661 万円,
- ・懲役 2 年(執行猶予 4 年)・罰金 300 万円, 追徴金 2 億 2661 万円,
- ・懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年)・罰金 150 万円, 追徴金 2 億 2661 万円

の有罪判決を受け、いずれも確定している。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984 年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009 年金融庁総務企画局市場課長。2010 年 7 月 30 日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>